

北海道松前町沖における協議会（第1回）

日時 令和5年11月13日（月）13:00～15:00

場所 松前町ふれあい交流センター

○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく第1回北海道松前沖における協議会を開催します。御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、経済産業省資源エネルギー庁風力政策室長の石井です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですけれども、一部の出席者はオンライン会議のアプリを使いまして、各自の職場、自宅などから、本日の会議に参加いただいております。オンラインで出席される構成員の方に向けてですけれども、事務的に留意点を3点申し上げます。

まず、1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言される方のみ、マイク、それからカメラをオンにしてください。それ以外の状態では、音声をミュート状態にしていただくように、カメラを停止状態にしていただくようにお願いします。

2点目です。発言を希望される際はチャット機能を活用して、発言希望の旨、御入力いただくようにお願いします。

それから、3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。もし改善が見られない場合には、電話で音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

今回の法定協議会の趣旨について御説明をいたします。経済産業省と国土交通省では、2019年の4月1日に施行されました通称「再エネ海域利用法」ですけれども、正式名称が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」、これに基づきまして、洋上風力発電の導入拡大に向けて、日々取り組んでいるところでございます。

後ほど資料を使いながら、改めて御説明をいたしますけれども、ここ北海道松前沖につきましては、今年の5月12日付で、促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をしております。そして、再エネ海域利用法の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところです。この再エネ海域利用法、それから今申し上げた経

緯を踏まえまして、経済産業省、国土交通省、それから北海道庁が合同で本協議会を設置することとして、関係者の皆様に日程調整をいただいて、本日の開催という形に至っております。この協議会では、今日、参考資料でお配りをしておりますけれども、再エネ海域利用法に基づく基本方針に基づいて、御協議をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、本協議会は基本方針に基づきまして、透明性の確保、それから地域との連携を促進する、そういった観点から、原則として公開で開催するものであります。その公開の方法については、後ほど説明しますこの協議会の運営規程案に基づいて、座長より協議会に諮っていただいて決定されることとなりますけれども、事務局としましては、会議の様子をY o u T u b eで配信する、それから報道関係者による取材を認めるといった方法を考えております。併せまして、議事要旨、それから議事録を作成して公開することについても想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、北海道庁、土屋副知事から一言御挨拶をいただきます。副知事、よろしくお願いいたします。

○北海道副知事

北海道副知事の土屋でございます。皆様にはお忙しい中、こうしてお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。北海道では今年5月に、今室長からもお話あったように、松前を含めて5区域が有望な区域として整理をされました。この間、私ども、法定協の開催に向けて準備を進めてまいりまして、本日、北海道では初めてとなります協議会を開催する運びとなりました。これも偏に地域の皆様、そして、ここにいらっしゃる関係各位の御尽力の賜物と、深く感謝を申し上げます。

現在、ゼロカーボンの実現というのは、世界的な課題になってございます。こうした中で洋上風力発電は、ゼロカーボンの実現に寄与する再エネ導入の切り札だと考えてございます。風況のいい北海道は、2040年の全国の導入目標の3分の1を担うということが期待をされてございます。現在、北海道と本州を結ぶ国の海底送電ケーブルのプロジェクトも進んでいるところでございます。

そうした中、ここ松前町は陸上風力、あるいは太陽光を積極的に導入しながら、まちづくりにも活かされておりますけれども、道といたしましても、地域で生み出す電力こそ、本州に送るだけではなくて地域で使って、そして、新たな産業を振興し、道民の方々の生

活を豊かにしていく、そうしたことに使ってまいりたいとも考えてございます。そのため、その電力を半導体の産業、あるいはデータセンター、また、1次産業の農業用のハウスとか魚類の養殖施設等々を含めた地産地消として、様々な産業で使用することと併せて、洋上の電力につきましては、水素とかメタン等の運搬可能なエネルギーとして活用してまいりたいと考えてございます。

また、洋上風力施設の建設にあたりましては、道内の港湾を基地港湾として活用しながら、また、施設の維持管理については、海を知っている漁業者の方々含めて、地元の業者の方々が参画するなど、様々な産業の集積につなげてまいりたいと考えてございます。さらに、全国で唯一ブラックアウトを経験した北海道において、洋上風力で生み出す電力は、電力需給の柔軟性の確保にもつながると考えてございます。

一方で、こうした構想の実現に向けましては、何よりも地元の方々の理解が大切だと考えてございます。地域の基幹産業であります漁業、そして、観光の振興にもつながるようにしていくということが大切でございまして、まさにこの協議会において、洋上風力事業の導入に伴います地域振興策、そして漁業振興策などが具体的に議論されていくものだと考えてございます。そのためにも最初から結論ありきという形ではなくて、地域の皆様が納得いくまで議論を尽くしていただくことが重要と考えてございます。ここにおられます有識者の方々の知恵、あるいは知見をお借りしながら、私ども道と国との事務局がしっかりとサポートさせていただきたいと考えてございます。

本日が議論のキックオフでございます。この法定協議会での皆様の自由闊達な御議論によって、ここ松前はもとより、道南、そして北海道、日本が元気になって、そして幸せになることを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございました。土屋副知事はここで用務の都合により、退席をされます。

続いて、本協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお、出席者を御紹介する間のみ、オンラインで出席されている方はカメラをオンにいただければと思います。皆様、お手元の資料1が本協議会の名簿となっておりますので、そちらも併せて御確認いただければと思います。

まず、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長の榎原基生様です。

○国土交通省（事務局）

国土交通省榎原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の森田浩史様です。

○農林水産省水産庁

水産庁計画課の森田です。本日、ウェブで参加させていただきます。よろしくお願ひします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、北海道経済部ゼロカーボン推進局の風力担当局長の西岡孝一郎様。今日代理で、風力担当課長の横山諭様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、松前町町長の石山英雄様。代理で副町長の若佐智弘様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、北海道漁業環境保全対策本部本部長の岩田廣美様。本日、代理で、事務局長の上村俊彦様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、松前さくら漁業協同組合代表理事組合長の吉田直樹様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、松前さくら漁業協同組合副組合長・漁業者の竹幸一様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、足利大学名誉教授の牛山泉様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、北海道科学大学名誉教授の白石悟様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、弘前大学地域戦略研究所特任教授の桐原慎二様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、東邦大学准教授、竹内彩乃様です。

○経済産業省（事務局）

続きまして、オブザーバーの方々を紹介させていただきます。

環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室室長補佐の鈴木祐介様です。

○環境省

環境省の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部函館水産試験場調査研究部長の板谷和彦様です。

○経済産業省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場のさけます資源部長、藤原真様です。

○さけます・内水面水産試験場

藤原です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ主幹研究員の島隆夫様です。

○海洋生物環境研究所

島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、一般社団法人渡島管内さけ・ます増殖事業協会専務理事の柳元孝二様です。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。以上でございます。

ここで報道関係の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。皆様、お手元の資料を御覧いただければと思います。お手元の資料、資料の順にいけますと、議事次第がありまして、そして、資料1の出席者名簿、それから資料2の配席図、資料3が本協議会の運営規程（案）でございます。そして、資料4が第1回北海道松前沖における協議会という、これは横長の資料です。それから、資料5としまして、この松前沖区域の概要図。それから、参考資料1ですけれども、再エネ海域利用法に基づく基本的な方針という資料。それから、参考資料2が促進区域指定ガイドラインというもの。それから、資料3が一般海域における占用公募制度の運用指針。そして、参考資料4が各協議会の意見とりまとめというもの。そして、参考資料5ですけれども、地域と共生した持続可能な洋上風力発電の推進に関する決議というものでございます。もし不足等があれば、お知らせいただければと思いますけれども、皆様、お手元の資料を御確認いただいて、不足等ないでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議題の（1）本協議会の運営についてということで、事務局であります経産省、国交省、それから北海道庁として、案をお配りしておりますので、御説明をさせていただきます。

皆様、資料3を御覧ください。資料3が、この協議会の運営規程案でございます。第1章の総則、（組織）のところの第1条ですけれども、こちら、再エネ海域利用法の規定に基

づいて、まず、北海道松前沖について協議会を組織するというもの。

それから、第3条が目的でございます。北海道松前沖の区域について、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し、必要な協議、情報共有を行うという目的です。

第4条が協議事項になっています。次の各号に掲げる事項に関して、協議、情報共有を行うということになっています。1つ目が促進区域の指定に関すること、2つ目が利害関係者との調整に関すること、3つ目が公募の実施に当たって留意すべき事項、4つ目が発電設備の設置工事、発電事業の実施に関することとなっています。

そして、第2章が構成員です。第5条です。構成員は別表に掲げる者をもって構成すると書いておりまして、この資料3の一番最後のページに別表がございます。

そして、第3章でございます。座長及び副座長ということで、第6条です。協議会に座長及び副座長を置くということで、座長1名、副座長1名としております。

それから、次のページですけれども、3番目、座長は互選により選任すると、副座長は座長の指名により選任するとしています。その後、座長、副座長の職務、任期、それから辞任の場合ということで手続が書かれておりまして、第4章が協議会の運営などとなっております。

第10条は基本原則です。協議会の運営は、再エネ海域利用法ですとか、本日お配りをしております基本的な方針、促進区域指定ガイドラインなどを踏まえて行うものとなっております。

第11条が協議会の運営についてです。まず、過半数の出席がなければ、開催することができないとしています。

そして、4番目です。協議会の構成員は関係行政機関の長に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとしています。

5番目です。4番目のほかに、協議会の構成員以外の者に対して、必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとしています。

6番目です。協議会は原則として公開で開催としています。

7番目です。協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲で認めるとしています。

そして、第12条が議事要旨、それから議事録についてです。議事要旨及び議事録を作成しなければならないとしています。そして、議事要旨、議事録に記載する内容が、漢数字の一、二、三、四とありまして、その次に算用数字の3番ですけれども、議事要旨と議

事録は公開するとしています。

そして、第13条が協議結果の尊重義務になっています。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとしています。

第5章が事務局です。事務局第14条ですけれども、協議会の事務を処理するため、経済産業省、国土交通省、北海道庁が事務局を担うとしています。

そして、第6章が雑則になります。これは構成員の責務です。

第16条を見ていただければと思います。協議会の構成員は、今日お配りしております運用指針において、公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者でないことを公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性、競争性の確保に努めなければならないとしております。こちらが資料3、本協議会の規程案というものでございます。

ここで運営規程案、今御説明した規程案の第6条を御覧いただければと思いますけれども、この第6条に基づきまして、座長等の選任をさせていただきたいと思っております。本協議会には座長、副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること。また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理することとしております。

それでは、この規定に基づきまして、座長の互選に入らせていただきます。本協議会の座長について、御推挙ございますでしょうか。白石先生、お願いします。

○北海道科学大学

それでは、私のほうから座長の推薦をさせていただきたいと思っております。長年にわたり風力発電の研究に携わられ、国内、国外の洋上風力発電に関して御造詣の深い足利大学名誉教授、牛山泉先生に、本協議会の座長に就いていただくのが適切かと思っております。御推薦申し上げます。以上でございます。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。ただいま白石先生から、牛山先生を座長に御推挙されるとの御意見をいただきました。この御意見に御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。それでは、牛山先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。牛山先生、よろしく願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございます。ただいま御推挙いただきまして、座長を務めることになりました牛山でございます。どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

そして、早速でありますけれども、今御説明ありましたように、副座長については座長が指名するとなっております。そこで、私からは北海道科学大学の名誉教授、白石先生を推挙したいと思います。実は白石先生は北海道のお生まれ、そして大学に移る前は国土交通省の研究所におられたりして、一緒に共同研究をしたこともありました。副座長を務めていただくのは、私としても大変うれしく思うということでございます。よろしく願いいたします。これはもう御指名でございますので、よろしく。

それから、先ほど協議会の公開の方法につきまして、事務局のほうから説明がありましたように、私からも会議の様子をY o u T u b eで配信する、それから報道関係者による取材を認めると、こういうことで公開したいと思うんですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○足利大学（座長）

それでは、そのような形で公開したいと思います。ありがとうございます。

それでは、いよいよ本論に入ってまいります。議題の（２）説明及び意見の交換ということですが、本日は配付資料を事務局から説明いただきまして、構成員の皆様方からの御質問・御意見を承るといって進めさせていただければと思います。それでは、早速、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。それでは、皆様、お手元の資料4、5を御覧いただければと思います。今日は第1回ということですので、再エネ海域利用法の概要とか、どのように法定協議会、各地ではとりまとめがなされているのかとか、そういったところを少し丁寧に御説明できればと思います。

まず、資料4からですが、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要について御説明をいたします。

右下のページ番号の3ページ目、御覧いただければと思います。まず、洋上風力発電を導入する意義についてですが、国としては洋上風力発電導入拡大の可能性が高いということと、コスト競争力のある電源になり得るということ、あとは地域への経済波及効果が高いというふうに、こういった3つの観点から、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札と捉えて、今、導入を進めているところでございます。

特に下のほうを見ていただきますと、導入拡大の可能性について言うと、左側ですが、現在、欧州を中心に世界で導入が拡大をしています。四方を海に囲まれた日本でも、欧州の遠浅の海が続く北海とは、やや地形とか風況は異なりますけれども、今後日本においても導入が拡大できるのではないかという観点でございます。

それから、真ん中ですが、コスト競争力のある電源ということで、先行する欧州ではkWh当たり10円を切るような事例ですとか、あと、政府による補助金がない状態で市場価格でもできるという事例が出てきているなど、風車の大型化などを通じて、コスト低減が進展しているということ。

そして、一番右側ですが、洋上風力発電の部品点数が2～3万点と言われております。そして、事業規模も大きいことから、地域の関連産業、雇用創出も含めて波及効果が大きく、地域活性化にも寄与するという、これら3つの観点から取組を進めているところでございます。

次のスライド、4ページ目でございます。今から約3年前ですが、2020年の12月15日に、官民協議会というものを政府で開きまして、洋上風力産業ビジョンというものを取りまとめました。この中で、下のほうの青いところの一番左側を御覧いただければと思いますが、3つの基本戦略というのを打ち出しております。

そのうちの1つ目が、魅力的な国内市場を創出するというものです。そのうちの1つ目として(1)にありますように、政府として洋上風力の導入目標を明示しております。2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000から4,500万kWの案

件を形成するという目標です。

そして、真ん中です。2番ですけれども、投資促進・サプライチェーン形成というところでは、1つ目にありますように産業界サイドの目標設定としまして、2040年までに国内の調達比率を60%にする。それから、着床式の洋上風力の発電コストを30年から35年までに、kWh当たり8円から9円にすると。

それから、一番右側ですけれども、将来のアジア展開も見据えた次世代技術開発ですとか国際連携を進めていくという、そういう3つの柱から成る産業ビジョンを掲げて、このビジョンに基づいて、今、政策を進めているというところでございます。

続きまして、5ページ目、御覧ください。この洋上風力の導入を進めるにあたりまして、根拠となっている法律が再エネ海域利用法でございます。こちらは2019年の4月に施行しております。この再エネ海域利用法とは別に、上の青い枠の上から2つ目のポツにありますけれども、港湾区域では港湾法に基づいて、2016年7月から施行された法律で、洋上風力の取組が進められているということになります。したがって、再エネ海域利用法は、港湾区域以外の一般海域について実施する上での根拠となっているものになります。

この法律ができる前、大きく3つ課題がございました。左側を御覧ください。

まず、1つ目の課題ですけれども、海域利用に関する統一ルールがなかったというものです。この法律ができる前までは、都道府県の条例で発電事業者に対する許可が与えられていたということになります。

課題の2つ目は、先行して海を利用する方との調整枠組みが不明確であったということです。

そして、課題の3つ目が、欧州と比べて供給する価格、kWh当たりの価格が高額であるということと、国内に経験ある事業者が少ないという、この3つの課題がございました。

これら3つの課題に対応する形で、再エネ海域利用法が制定され、施行されています。まず、1つ目の課題については、国が洋上風力発電事業の実施区域を促進区域として指定をした場合には、発電事業者、これは選定された事業者に対してですけれども、長期間、30年にわたっての占有が可能になるというもの。

2つ目の課題については、各区域ごとに、まさに本日開催しておりますように、地元漁業等関係者、国、自治体の方々が参画する法定協議会を設置して、それで協議をしていくという枠組みを明確にしております。

そして、3つ目の課題については、事業者を選定するにあたりましては、事業の実施内容に加えまして、電力の供給価格も含めて評価をし、選定をするということにしております。

続きまして、6ページ目、御覧ください。この再エネ海域利用法に基づいて、洋上風力を進めていくにあたりましては、基本方針というものを定めております。こちら、閣議決定されております基本方針ですけれども、4つの目標から構成されています。

まず、1つ目が、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現というものです。これは長期間にわたって海域を占有しますので、信頼性があり、かつ国民負担が抑制されるためのコスト競争力のある電源を導入するということが重要です。このため、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現を目指すというものが1つ目の目標です。

2つ目の目標が、やはり何といたっても海洋の多様な利用等との調和です。本日お集まりいただいておりますように、漁業と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現しなければなりません。

3つ目の目標です。こちらは公平性・公正性・透明性の確保です。コスト低減とか先進的な技術開発などの事業者の創意工夫、これを後押しするために公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現するというものです。

4つ目が、計画的かつ継続的な導入の促進ということになっています。

次、7ページ目、御覧いただければと思います。では、この区域がどのように進んでいくのかというものをお示した図がこちらになります。一番左側から御覧いただければと思いますけれども、まずは各都道府県から国に対して情報提供をいただくところからスタートをしています。情報提供をいただきますと、自動的に一定の準備段階に進んでいる区域に位置づけられます。

その中でも、左下の枠囲いを御覧ください。3つ条件がありますけれども、その中でも2つ目にありますように、利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意が得られていること、こういった条件を満たしている区域については、有望な区域に位置づけられます。ここ松前沖の区域についても、今まさにこの有望な区域にあります。

有望な区域になりますと、今度は右下にありますように、右下の枠囲いを御覧ください。協議会を設置して、協議を進めていくことになります。この協議がとりまとまりますと、上の流れ図の中のちょうどピンクのところですが、経済産業大臣、国土交通大臣による促進区域の指定がなされます。促進区域の指定がなされれば、経産、国交両大臣が発

電事業者の公募を実施します。選定された事業者は、最終的に環境アセスとか建設工事とか、そういったことを通じて、発電事業に至るという形になります。

次のスライドを御覧ください。8ページ目です。この再エネ海域利用法の施行状況についてお示しをしたものが、日本地図の隣、右側に表がありますので、その表を御覧いただければと思います。今、促進区域は、①番から⑩番の10個あります。このうち、①番から④番までは、発電事業者を公募して選定済みになっています。⑤番から⑧番の4海域については、現在これは公募を締め切っておりまして、国のほうで選定評価を行っていることになっています。それから、⑨番、⑩番については、これから発電事業者の公募を行うという区域になります。そして、有望区域については、⑪番から⑲番の全部で9つの区域がございます。ここ北海道松前沖については、⑮番でございます。そして、⑳番以降は準備区域という形になります。

続きまして、9ページ目、御覧いただければと思います。有望区域になりまして、法定協議会がとりまとまると、今度は促進区域に指定をするという流れになりますけれども、単に法定協議会がとりまとまっただけでは促進区域になりません、促進区域の指定基準というものがございます。その青枠、それから下の点線枠囲いにありますように、再エネ海域利用法の中で、ここの6つの基準が定められています。区域の指定にあたりましては、この6つの基準を総合的に判断して、洋上風力発電に適した区域を選定するということになります。

例えば、下の点線枠囲い、第1号のところですけども、自然的条件と出力の量ということで、気象、海象、その他の自然的条件が適当で、発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれることですか、第2号にありますように航路等への影響です。それから、第3号です。港湾との一体的な利用。第4号ですけども、系統の確保。そして、第5号が漁業への支障。そして、第6号が、他の法律における海域及び水域との重複ということで、これら6つの基準を満たすかどうかを確認した上で、経済産業大臣、国土交通大臣が促進区域として指定をするということになります。

そして、10ページ目、御覧いただければと思います。促進区域に指定をされまして、先ほどフローチャートのところで申し上げましたように、今度は発電事業者の公募を開始し、事業者を選定するということになります。その際、どのように評価をするのかという概要を示したものがこちらになります。オレンジのところにありますように、kWh当たり何円かという供給価格を120点に換算し、併せて、青いところにありますように、事

業実現性に関する要素ということで120点という形で評価をしています。これらを総合点として第三者委員会で評価をした上で、経済産業大臣、国土交通大臣が評価を行って、選定事業者を決めるという流れになります。

続きまして、11ページ目ですけれども、こちら、促進区域内海域の占用についてということで、国土交通省から説明をお願いします。

○国土交通省（事務局）

それでは、11ページのほうの説明をさせていただきます。スライドの一番上のほうに書いてはありますが、まず、促進区域内の海域で占用を行う場合ですけれども、この場合には国土交通大臣の許可が必要となります。国土交通大臣は、風車などの発電設備の設置に係る占用を許可するにあたりましては、公募によって選定されました事業者が、本協議会の構成員であります関係漁業者の了解を得ることを許可の条件としております。

次に、占用許可の対象とならない行為というのを真ん中から下のところに書いております。まず、漁業に関する行為につきましては、基本的に一時的なものでございますので、占用許可を受けることは必要としておりません。この漁業に関する行為というものですが、漁網等の設置が含まれており、容易に移動可能な養殖に使用するものや、定置網についても対象となります。ただし、漁業用工作物や魚礁の設置については占用許可の対象になることもあり得ますので、占用許可が必要かどうかにつきましては、個別に御相談をいただくこととなります。

最後に占用料についてでございますが、発電設備の投影面積やケーブル等の長さ、こういったものに基づきまして算定されることとなります。

説明は以上になります。

○経済産業省（事務局）

それでは、続いて12ページ目以降を御説明いたします。今般の協議会についてということで、この松前沖の法定協議会が法律上、どういう位置づけなのかといったところを御説明したいと思います。

13ページ目、お聞きください。まず、協議会の法律上の位置づけについて御説明をします。法律の中では、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定、それから発電事業の実施に関して、必要な協議を行うための協議会を組織すること

ができる」と記載しています。併せて下のボツですけれども、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないとしています。

この協議会の基本方針上、どのように位置づけられているかというものですけれども、1つ目にありますように、発電事業は長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者、海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるとしています。

2つ目にありますように、このため協議会の運営に当たっては、経産大臣、国交大臣、関係都道府県知事は、発電設備の整備に係る海域の利用に関し、必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

また、両大臣は漁業・地域との協調の在り方について、協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針、これは発電事業者を国が公募するときの公募要領、仕様書に当たります。それに反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとする。

なお、経産大臣、国交大臣、関係都道府県知事は、現地工事の着手等、発電事業の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適時設けることとする。つまり、これは選定事業者が決まった後も、しっかりとこの法定協議会を開催していくということになります。これは選定事業者が加わった形で継続実施していくことになります。

一番下ですけれども、透明性確保、地域との連携を促進するなどの観点から、協議会は原則として公開で行うこととするとしています。

続きまして、14ページ目、御覧ください。先ほども日本地図で御覧いただきましたように、今現在10個の促進区域がございます。これは全て法定協議会を開催して、とりまとめがなされてきた区域になりますけれども、今、協議会のとりまとめの中では、地域の将来像というものも書くようにしています。

青いところを見ていただければと思いますけれども、上から2つ目の行にありますように、法定協議会では、国、都道府県、地元の市町村、関係漁業者、有識者等が選定された発電事業者に求める事項を議論しています。協議会における合意事項については、協議会

意見とりまとめという形で文書として残しておりまして、協議会の構成員、これは事業者選定後は選定された発電事業者も含めまされども、協議の結果を尊重しなければならないと法律上書かれております。今申し上げたとおり、最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても、法定協議会で議論をしています。そのとりまとめられた内容の中に将来像が盛り込まれていますが、選定事業者は地元と一緒にあって、その将来像の実現に向けて取り組むことが求められるというふうになります。

協議会意見とりまとめ、左側にあるように、選定事業者に求める事項は、大きく4つあります。1つ目が地域・漁業との共存共栄策の実施、2つ目が漁業影響調査、3つ目が発電設備の設置・運営に係る留意点、4つ目が環境配慮です。そして、地域の将来像というものも、法定協議会とりまとめには書くようにしています。この将来像に書かれている、まさに将来像を実現するというのを、共存共栄策の実施を通じて実現していくという形になっています。

次のスライド、15ページ目、漁業影響調査の考え方ですけれども、こちらに示しているのは新潟県村上市・胎内市沖の事例です。法定協議会では、洋上風力発電設備の整備とか稼働に伴いまして、漁業への影響、それへの調査というものを行うことになっています。地域の漁業の特性を勘案しまして、調査の方法とか考慮すべき事項というものをこの考え方として整理をしています。選定された事業者はこの内容を基本的な仕様として考慮をして、漁業者と議論した上で具体的な調査内容を設計して、調査を実施していくということになります。

下に示しているのは新潟県の村上市・胎内市沖の事例ですけれども、こんな簡単な表ではなくて、実物がついていますので、少しお時間ある方はお目通しいただければと思いますが、今日お配りしている参考資料4-3というものがあります。右肩上に参考資料4-3というのがあるんですけれども、こちらが新潟県村上市・胎内沖の協議会のとりまとめですが、この中の9ページ目を見ていただきますと、こちらが新潟県村上市・胎内市沖にて実施する漁業影響調査の考え方というものです。この9ページ目から10ページ、11、12、13、14ページ目まで、こういう形でこの海域特有の魚を特定した上で、どういった調査方法で、どういった調査頻度でモニタリング調査を実施していくのかということが細かく規定されています。今お話をした9ページ目から14ページ目までを簡単にまとめたものが、先ほど御覧いただいていたスライドになります。

もう一度15ページ目のスライドを見ていただくと、村上市・胎内市沖の例ですが、魚

種・調査時期について、それから評価指標としては漁獲量や水揚げ量、漁獲努力量とか単位漁獲努力量当たりの漁獲量とか、あとは調査方法として、これは促進区域の中と促進区域の外で、両方の地点において評価指標で示された量を実際にも実測して取っていくということになります。これ、洋上風力発電の工事をやる前から値を取っていきまして、促進区域の中と外とで同じような傾向を示していれば、それはおそらく温暖化とか洋上風力以外の影響によるものだろうと。そうではなく、両方の傾向が相反するような傾向を示した場合には、こちらは洋上風力による影響が疑われるということで、その後の法定協議会の中で対応方針等を議論していくということになります。

そして、続いて16ページ目、御覧いただければと思います。ここから先は他の区域の協議会の開催・運営についてということで、これまでの他の、主に促進区域の法定協議会でどういったとりまとめがなされているのかというのを簡単に示したものになっています。

16ページ目の上の青いところを御覧いただければと思いますけれども、促進区域指定ガイドラインにおいて、協議会における協議、情報共有事項というものを整理しています。

1つ目が利害関係者との調整、2つ目が事業者の公募に当たっての留意点、3つ目が発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有などです。過去の協議会では、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置の位置、それから建設、発電事業実施に当たっての留意事項、あとは環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像について、構成員からいただいた意見を意見としてとりまとめて、反映をさせていただきます。

これまで各地域の協議会とりまとめの骨格は、その下にあるように全体理念があって、地域や漁業との共存、このために必要な基金への出捐というものがあって、その中では漁業影響調査についても規定をしています。

さらに3つ目の青いところですがけれども、風車を設置してはいけないエリアというものも事前に明確にしています。そして、環境配慮事項があって、一番下、洋上風力発電事業を通じて、地域をどのように発展させていきたいのかという将来像というものが掲げられています。

この先、17ページ目以降が、各これまでの促進区域、近年、指定しております区域に限定して、法定協議会の意見のとりまとめの概要でございます。本文そのものは、先ほど参考資料4-3で見いただきましたように、参考資料4の幾つということで全部ありますので、適宜御覧いただければと思います。この協議会の意見とりまとめは、私ども国の

ほうが将来促進区域に指定した後、発電事業者を公募する際の公募要領、すなわち仕様になります。したがって、この中にしっかりと将来、この地域・漁業をどのように発展させていくのかと、そのために洋上風力をどのように活かしていくのかということを中心に詳細に盛り込んでいくということが大事であろうと考えております。

そして、資料の5でございます。資料の5は縦長の資料になりますけれども、こちらは北海道松前沖区域の概要図でございます。右肩上の図集①ですが、これが位置をお示したものです。それから、その中には漁港の区域ということで、この再エネ海域利用法、漁港は対象としておりませんので、漁港は除く形になりますけれども、各漁港の区域の位置が明示されていて、そして次のページ、図集の②ですけれども、自然的条件ということで風況をお示ししています。これ、色分けされておりますけれども、風速が大体7.5m/sから、8.5～9m/s程度ぐらいのところに位置しています。

そして、図集の③でございますけれども、こちらが自然的条件の水深に関するものです。淡い青色が30mの、等深線ですけれども、そして、その次に濃い青が50mですので、今、大体この区域は30m、50mぐらいに位置するということになります。

そして、図集④でございますけれども、こちらが船舶通航量をお示したものになっております。青いところが月当たり6～30隻ということになりますので、この図上は青いところにはかかっていない形になっております。

そして、図集⑤でございます。こちらは港湾区域、漁港の区域、それから海岸保全区域、低潮線保全区域というものを明示したものになっております。一部はここにありますように、漁港の区域が重なっているところがございます。

以上で、資料4、5については、説明を終わらせていただきます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。それでは、構成員の皆様から御意見、あるいは御質問を賜りたいと思います。こちらから順次、御指名させていただきたいと思うんですが、まずは松前町長様、最初にどうぞ。

○松前町

促進区域内の海域の占用についてということで、少し確認だけさせてください。漁業に関する行為でも、やはり物によっては占用許可の対象となり得るということになっており

ます。ただ、その下に占用料ということでも書いているんですけども、これに関しては発電設備等のものにしか該当しないような書き方なので、占用料について漁業者のほうから何か徴収するという事はないと考えてよろしいでしょうか。

○国土交通省（事務局）

ありがとうございます。こちらのほうは、占用料自体は漁業者と事業者、どちらも徴収するという一応位置づけになっておりますけれども、ただし書きでも書かせていただいておりますが、そもそも占用とするのかというところは、個別に協議をさせていただきたいと思っております。

○松前町

分かりました。

○足利大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、北海道漁業環境保全対策本部の上村様、よろしくお願いたします。

○北海道漁業環境保全対策本部

北海道漁業環境保全対策本部、上村です。まず、お願い事項ですけれども、北海道におきまして第1回目の協議会でありまして、他地区からも注目されると思っておりますが、促進区域指定ありきで進めるのではなく、漁業者が理解、納得した上で丁寧に執り進めを行うようお願いいたします。

あと、漁業影響調査に関してですけれども、今後、本協議会でどのような調査をするのか、手法等を含めて協議していくこととなると思われませんが、海外の事例とかをよく聞くんですけれども、日本、特に北海道に当てはまらないことが多くなってきておりますので、道外の先行地区、こちらでの影響調査手法等、こういったもので道内でも活用できるような事例等があれば、逐一ぜひ御紹介願いたいと思っております。

あと質問ですけれども、よろしいでしょうか。今現在、石狩湾新港の港湾区域内で建設中の風車14基ありますけれども、こちらにつきまして、国または道のほうで、何か漁業影響に関する調査を行う計画があるのかどうか。

あと、漁業影響調査をしていきますと、最終的には事前調査との比較で、仮に影響が見られた場合、誰がどのような補償をするのか。こういった話はこの協議会の場で行うのか、もしくは、実務者会議みたいな別の席を設けて行うのか、その辺もちょっとお聞かせ願えればと思います。

○国土交通省（事務局）

まず、国土交通省からお答えいたします。石狩湾新港の港湾区域内での発電事業ですけれども、こちらのほうは公募の主体自体は、石狩湾新港の管理組合さんのほうで実際には進められておりまして、こちらで把握している限りなんですけれども、その事業を進めるにあたりまして、やはり同じように地元の漁業者の方を含めた協議会というようなものを当時立ち上げられて進められたようなんですけれども、そのときに漁業影響調査を行う必要があるのかというところまでは議論には至らなかったと把握しておりまして、最近、私どものほうで、実際に漁業影響調査を行っているのかというのは少し調べてはみましたが、調べた限りでは行われていないというところで認識しております。

○経済産業省（事務局）

幾つか、お願い事項ということで御指摘をいただきました。まず、1つ目ですけれども、回数ありきではなくということについてですが、それはまさに御指摘のとおりでして、他の有望区域を御覧いただいてもお分かりかと思えますけれども、本当にとりまとめに至るまでの回数はもう三者三様です。とりまとめに至ってない海域もあります。ですから、我々としてはきちんと御理解いただいた上でとりまとめをするというのが、これはもう大前提ですので、その点は御安心いただければと思います。

それから、漁業影響調査の先行事例ですけれども、今、石狩湾新港の件については港湾局さんからありましたが、再エネ海域利用法についての漁業影響調査について、それから、もしくは海外の事例も含めまして、次回以降のこの法定協議会で、外部の専門家から紹介をいただくようにしたいと思います。

あと、3点目の中で御指摘いただきましたけれども、最終的に事前調査との比較をして、要はベースラインに比べてどう変わったのか、変わっていないのかというのは、どのような場合には影響があったと考えられるのかというのを先ほど新潟の村上市・胎内市沖の例でお示しをしましたがけれども、その判断基準については漁業影響調査手法の中でしっかり

と整理をしていくことが大事です。その上で、その結果をどのように皆さんで解釈をするかというのは、法定協議会の中でやることもあり得ますし、あとは、他の海域の例でいきますと、法定協議会の下に漁業影響調査に関する実務者会議というのをつけています。この実務者会議が漁業影響調査手法の案をつくったりもしているんですけども、同じように選定事業者が決まった後も、法定協議会の下に実務者会議を設置して、それで影響の有無について判断をしていくということもあります。

万が一、影響があった場合、どうなるのかというお話がございましたけれども、他の海域の法定協議会のとりのまとめ、御覧いただければと思いますが、ちょうど先ほど参考資料4-3を御覧いただいていたので、4-3をまた見ていただければと思います。4-3は新潟県の村上・胎内沖の例ですけども、3ページ目です。漁業影響調査手法は後ろの9ページ目以降ですけども、それよりもっと前の3ページ目のところの上の⑨番というものがあります。選定事業者は漁業影響調査の結果、万が一、選定事業者の責めにより、漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置を取ることとなっています。これは補償です。要すれば、ここの法定協議会とりのまとめの中で、このように規定をすることにしていきます。

以上、お答えになっていますでしょうか。

○北海道漁業環境保全対策本部

はい、ありがとうございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、先ほど岩佐さんから一つだけ発言がありましたが、実は何かほかにも9月の定例議会で、一般質問でいろいろあったりしたということで、4件か、5件くらいでしょうかね。まだほかにもあるとお聞きしていますので、その辺をさらにお願ひできればと思います。

○松前町

座長、御配慮ありがとうございます。先ほど質問だけに少し執着して発言させていただきました。申し訳ございません。私どもの意見も述べさせていただきたいと思ひます。

松前町は、脱炭素の推進と再エネ導入を新しいまちづくりのきっかけとして捉えております。中でも、洋上風力発電の推進はその活動によりまして、持続可能な産業の構築を目指し、人口減少によります町の衰退を阻止するため、重要な役割を担うとともに、日本におけるエネルギー政策の切り札であると私どもも考えております。そしてまた、松前沖は日本有数の風況に恵まれておりまして、洋上風力発電の適地として、発電効率も高いと推測されますが、この発電の風車は費用効率性の観点から、日々大型化に向けて、新たな技術促進に向けられているところです。そして、先ほどから何度もあるように、漁業との共生や地域との共存を願い、促進区域の指定に向けた取組は、将来の松前町に対して有意義であるものと確信いたしておりますが、想像以上に巨大化する風車については、景観等においても一抹の不安を覚えているところでもあります。これらの期待と懸念も踏まえまして、意見を何点か述べさせていただきます。

今、座長からお話がありましたように、9月の定例議会におきましても、洋上風力風車の設置について、漁業影響について、漁業者のみならず、一般町民も危惧しているところでございます。どのような影響があるのか、メリット、デメリットを具体的に今後示していただきたい。

そしてまた、松前沖は数百メートル沖から急に深くなっておりまして、着床式の場合、沿岸からそう遠くない場所に建設されるという可能性が非常に高いと考えております。そして、松前町は海に沿って住居が点在していることもありまして、建設された場合、どの程度の風車の圧迫感ですか、大きいものですから、多くの町民は、これが実感が湧いていないと考えます。町民説明会等でも風車の大きさなどを説明はしておりますが、もっと具体的に分かる方法により、説明ができないかと思っております。今のところ、洋上風車設置による苦情は当然ありませんが、これは建設されてから苦情が増えると考えておりまして、建設前に一定の規模感を伝え、理解をしていただくことが必要であると考えております。

そしてまた、漁業や地域と共存共栄するということが何よりも大事だと考えております。地域からの脱炭素化への取組を推進し、町ぐるみで地球温暖化を防ごうという機運の高まりが起きるよう期待しており、漁業所得の向上、また、地域産業の発展に寄与できるように事業を進めていただきたい。

そしてまた、漁業管理につきましては、この後、松前さくら漁協側からも出てくるとは思いますが、松前ブランドの魚の消費拡大を図るには、漁獲してからの処理方法などで付

加価値を高める必要があります。さらに販売先の確保など、流通の拡大がなければ、漁業者の所得は向上しないところがございます。流通の拡大は現在のところ、正直、私どもも不得手であると認識しております。ぜひ流通に関するカバーでき、そしてまた、漁業所得の向上が量より質で勝負できるよう、流通拡大対策等も含めて検討していただければと考えております。

事業者の拠出する出捐金につきましては、松前町でも一定規模になると見込んでおります。松前さくら漁協も、この出捐金による漁業振興等の活用策を大きく期待しているところでありまして、次回以降に向けて、内容面の調整についても協議をお願いいたします。

また、前段でもお話ししたとおり、洋上風力発電建設後の潮流の変化、さらには海洋生物の影響調査と、その対応は今後もしばらく続くということでお話をいただいておりますが、物事を実施した後にこういう影響というものが出てくるものですから、長期にわたって、この影響調査は続けていただきたい。

そしてまた、開発と環境変化は避けられるものではありませんので、影響を極力小さくしながら、生物の多様性を重んじたネーチャーポジティブにも十分配慮した、持続可能な事業の進捗、そして自然調和を考えての共存共栄を目指していただきたいと考えております。

次に、産業振興、雇用促進についても少し述べさせていただきます。地方港湾であります松前港、ここをできれば洋上風車建設後のメンテナンス拠点、CTV船の拠点としての活用の検討をお願いしたい。メンテナンスは欠かすことのできないものでありまして、松前港、また、場合によっては第3種漁港の江良漁港等、これらを拠点化することによりまして、傭船など、漁業者の活用も考えられますし、雇用の増加も期待できるのではないかと考えております。

また、風力事業は、設置後はコンピューター制御等によって、私どもも想像した以上に雇用が少ないのかなというのが現状だと思っております。また、風車のメンテナンス等、どのような資格が必要で、どのような会社に就職でき、町内において、例えば地元の高校を卒業した方とかの雇用が増えていければと思っておりますので、具体的な町民の活躍の場を共に検討していただければと思っております。

そしてまた、せっかくつくるこの洋上風力発電、こういうものを松前町の観光にも生かせないものかと。あまり観光につながりがないものの、発想の転換によって、新たな観光資源への活用がないかということも共に検討していただきたいと。うちの担当者のほうも

いろいろ考えまして、巨大な風力発電にいろいろな特撮キャラクターとか、身長何メートルとかというのを実際、絵を描いて、子供たちが楽しめないとか、あと、メンテナンスフロアを活用した、それぞれ海に沈む夕日、丘側のほうの景観、そしてまた、釣りの体験など、危険性が伴って無理なものもあるかもしれませんが、そういうような観光的な活用方法も一緒に検討していただきたい。

それとまた、松前町のメイン観光、松前公園、これ、桜ですけれども、そして道内唯一の日本式のお城がありまして、これらが観光資源として集約されてはいますが、通年でやはりそういう観光を呼び込むためには、いま一つ魅力に欠けているところもあるのではないかと。観光客の増加、四季を通じて観光できる松前公園の魅力アップ、その整備についても、先ほども言ったように、一緒にいろいろ検討していただければと。

それとまた、当町は1町3村の合併した町であります。端の地域から、北側から南側までですと40キロくらいあります。来年で新町発足70年という年にもなりますし、この町が漁業を中心として栄えてきたこともありまして、直線上に集落が点在している、行政効率としては、決してよいとは言えない地域でもあります。ですから、その中でもまた、昨今、大型運転手の不足とか公共交通インフラ、本当に近い将来崩壊する危険性をはらんでおります。公共交通手段としては様々なものがあると思われませんが、直線上に発達した町で最適な公共交通インフラとは何か、費用対効果も含め、共に検討していただければと。場合によっては電気自動車等で、今はコンピューター等、GPSを使つての運行というものも、今後はいろいろと考えていかなければならないのかなと思っております。

そしてまた、当然のことではあります、設置工事期間中は、町内に最大限の経済的恩恵が生じるように配慮していただきたいです。工事関係者の宿泊はもとより、消費行動などでも地元を利用するように、ぜひお願いしたいと思っております。

そして、工事関係事業者につきましても、洋上風力の場合、直接の工事に地元の業者が参画するのは難しいのかなとは思っておりますが、その工事内容、作業内容を精査していただいて、極力、地元事業者を活用するよう、御配慮をお願いしたいということです。

そしてまた、宿泊について、旅館等の町内施設をぜひ利用をお願いしたいと考えております。しかし、キャパシティに限りがありまして、陸上大型風力建設の際も、やはり宿泊等に大変苦慮したところではあります。その対策を何とか検討して、町民に恩恵のある方法を考えていただきたいと。例として、空き家等の活用もぜひ検討していただきたいと考えております。まだまだ住める空き家も少なくない、たくさんあると逆に考えておりま

すので、関係者のシェアハウスのような活用も考えられるのではないかと考えております。

結びになります。長時間にわたって申し訳ございません。松前町は、昨年8月に当町で開催しました洋上風力事業推進シンポジウムにおいて、地域と共生した持続可能な洋上風力発電の推進に関する決議をしております。今回の参考資料の中にもつけさせていただきました。町としては、地域と共生した持続可能な開発を進めることで、北海道のみならず、我が国全体の脱炭素に貢献していきたいと考えているところでございます。このほかにも人口減少問題、そして少子高齢化の対策など、まだまだあるところでございますが、第1回目としては産業を中心に意見を述べさせていただいたところでございます。今後、とりまとめまでの間に、様々な面において、十分な協議をさせていただきたいと思っております。長くなって申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○足利大学（座長）

貴重な御意見、ありがとうございます。今、町のほうから、本当に地域の切実な要望を述べていただいたんですけれども、これ全部とは言いませんが、できるだけお応えするよという形で、協議会なり、ワーキンググループをつくったりとかというような形で対応させていただければ。私が言っているかどうかは分かりませんが、もう国としても本当に今までそういう形で動いておりますので、おそらく皆さんに満足いただけるよにやっていただけだと思います。ありがとうございます。

○松前町

よろしく願いします。

○足利大学（座長）

それでは、さくら漁協の吉田さん、いかがでございましょうか。

○松前さくら漁業協同組合（代表理事組合長）

それでは、皆さん、当海域の特徴がおそらく御存じないかと思っております。それと、それに対してのお願いということで、私のほうから御意見を述べさせていただきます。

まず、有望海域に選定されている海域につきましては、漁場として利用する場所が点在しております。それぞれの漁場の特徴としては、重要度、魚種が重なって、特徴がばらば

らになっています。それで、特に水深30メートル以浅は、ヤリイカの電光敷網漁業、それから定置漁業などが盛んに行われております。そして、コンブ養殖施設、また、ヤリイカの産卵礁が敷設されている箇所もございます。そして、先ほど室長からもお話がありました、漁港も多いです。有望区域とされている二十数キロの間には、8か所の漁港がございます。これにつきましては、漁船が安全に進行できる航路の確保など、風車建設箇所の選定につきましては、当然、漁業者の意向を十分に組み入れまして、漁業や地域、発電事業者が共存共栄できるように御配慮を願えればと思っております。

それと最後になりますが、お願いでございます。選定された事業者につきましては、漁業振興や漁協管理施設の更新整備に対する御支援や、それから漁業者は建設に当たりまして、事故が発生した場合の対応に不安があります。それで、洋上風力の発電設備の損害保険などに漁協の共済の活用をお願いしたい、これが私からの御配慮願いたい点でございます。よろしく願いいたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。やはり漁業のほうも地域性がありますので、やっぱりこのさくら漁業の特徴を生かせるように、そして、今おっしゃったような要望にも応えられるような形で、この先進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○松前さくら漁業協同組合（代表理事組合長）

よろしく申し上げます。

○足利大学（座長）

それでは、竹さんのほう、いかがでございましょうか。

○松前さくら漁業協同組合（副組合長・漁業者）

私は一漁業者として漁師をしまして、これは将来風車が建つだろうという仮定で、漁業者のこれからどうなるのかという心配している懸念を申し述べさせていただきたいと思っております。洋上風力によってリスクを抱えるのは、我々漁業者であります。洋上風力の水深と近い漁場について、漁業者を代表し、洋上風力の建設に当たり、懸念される間接的事項を何点か述べさせていただきます。

洋上風力の風切り音や振動によって、魚が寄りつかなくなるのではないか。また、洋上風力の基礎によって、潮の流れが変わり、今までどおりの場所で漁ができるのか。また、漁業種類によっては、洋上風力のすぐそばで漁を行うことが考えられます。そのとき、低周波音の健康侵害はないのか。また、漁船には様々な計器類が搭載されており、これらに支障を来さないか、非常に不安であります。

また、松前町は3月から5月いっぱい、ヤリイカ漁が行われます。春漁の大きな水揚げを占めており、洋上風力の場所と近く、この間は工事を中止していただきたいと思っております。

なお、また、将来洋上風力と共存共栄を図るため、漁業影響の大きさの度合いを知りたいと思います。直接的影響は比較的明確であります、間接的影響は時間がかかると思いますが、十分な調査を行ってほしいと思います。特に、もし洋上風力が建ったとすれば、それと同じ水深でダイバーのナマコ採りがあります。その人たちが振動によって、どのような影響が与えられるのか、これも非常に不安であります。そういうことも調査をしていただきたいと思います。私からは以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。今日は弘前大学の桐原先生がいろいろ知見もある方でございますし、元水産研究所のほうから移られた方で、日本で有数の漁業関係の有識者でございますので、あと、その御心配の部分、ある程度はもう今日のうちにお答えができるかと思っておりますが、御要望としてはもう十分承りましたので、ありがとうございます。

それでは、柳元さん、いかがでございましょうか。

○渡島管内さけ・ます増殖事業協会

さけ・ます人工ふ化放流事業を実施している立場として、お願い申し上げさせていただきます。本地域は水産資源保護法に基づき、全ての水産動植物の採捕を禁止とした保護水面に指定された河川が、沿岸域に流入しております。当該河川には、毎年春に人工ふ化放流事業で生産されましたシロザケの稚魚が放流され、沿岸域で餌を採りながら回遊し、外洋へ移動しまして、数年後に回帰したシロザケは、沿岸定置網漁業などで漁獲され、一部は生まれた川に遡上し、自然産卵しております。また、保護水面のため、サクラマスが自然繁殖を繰り返し、幼魚の一部は河川にとどまり、ヤマベとして生息しております。この

ため風力発電設備の設置準備中から設置後も、さけ・ます類の生態へ与える悪影響が懸念されるところです。事業の推進に際しましては、河川環境の保全はもとより、さけ・ます増殖事業者、並びにこれらを漁獲対象とする漁業者への適切な配慮をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。それについても、ある程度今日、また知見を賜れると思ひますので。

それでは、白石委員、どうぞ。

○北海道科学大学

洋上風力発電につきましては、非常に近年、この数年間で、電気を使うユーザー、都市に住んでいる市民の方の洋上風力発電に対する認知度も高まって、期待も高まっているという状況です。ユーザー側と実際の産地との共存共栄という形で進めていくということが、非常に大事であると思ひます。

先ほどから地域振興策ということが、いろいろな方から御発言があったかと思ひますが、これに併せて、この洋上風力発電がCO₂の発生が極めて少ない、環境に優しい発電であるというようなこと、そういう環境に優しいということも、この地域に住んでいる若者、特に小中学生ですかね。そういった方にも環境教育の場として、地元にこういうものがあるというようなことを地域として御理解いただくようなことも、今後の長期的な視野に立ったものとして、御配慮をいただければと思ひます。私からは以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、桐原先生、先ほどの漁業の方々の御心配の部分も含めて、御意見賜ればと思ひます。

○弘前大学地域戦略研究所

竹副組合長さんから、洋上風力に対する御心配があることを伺いました。洋上風力の漁業影響についてですけれども、後でまた詳しくお話を聞かせていただきたいと思ひますが、

今、昨年度から国事業、NEDOさんの事業で海洋生物環境研究所さん、漁業影響の基礎調査のようなものに取り組んでいらっしゃいます。年度内に報告がまとまると聞いておりますので、そういったことも参考になるとと思います。

今、改めて思いますけれども、漁業者さんの漁業影響に対する心配、十分な配慮が必要だと思えます。その上で、洋上風力の発電の導入が、御当地の漁業の発展に直接寄与してほしいと思えます。特に、町では水産研究センターでナマコや海藻の種苗生産、水産加工にも積極的に取り組んでいらっしゃいます。ですので、洋上風力発電の導入を契機に、さらなる資源の増大、漁場の整備や磯焼け対策、養殖生産の増大と、あるいは水産加工振興など、漁業振興、水産振興が実現できるということを願うところです。

それで、1点お伺いしたいんですが、冒頭の副知事さんの御挨拶にもありましたが、北海道と本州を結ぶ海底直流送電ケーブルの整備について、期待もあると思えます。先ほど資料の御説明の中で、協議会意見がまとまりますと、促進区域の指定や事業者公募に進むという御説明をいただいたところですが、海底ケーブルの整備が公募など、そういうことに関係する可能性があるのか、差し支えなければお伺いしたいと思います。以上です。

○足利大学（座長）

これは、最後にまとめてお願いします。

それでは、竹内委員、どうぞ。

○東邦大学

ありがとうございます。最初に御説明させていただくと、私自身、市民参加や共存のまちづくりというところの専門分野で参加させていただいております。先ほど松前町の若佐様からお話しいただいたように、脱炭素のまちづくりというのは、これからどんどん各地域で増えていきます。エネルギーを組み合わせるまちづくりをされていくのは大変難しいところと思うんですが、それに取り組もうとしているところが大変すばらしいなと感じております。

その中で、それを実際にどのようにやっていくのかというところで、やはりこのような洋上風力発電というのが、事業者が地域にしっかり30年コミットするというのが大きいのかと思っております。そういう人材が地域に入ってくるということで、一緒に地域の方と物事を考えて、地域活性化というところにつなげていけるのではないかと思います。

す。

先ほど景観のお話がありましたが、事業者が地域で地域活性化に取り組んでいくということ考えたときに、やはり事業採算性というところが重要になってきます。そちらがしっくりなされてこそその地域貢献策ということですが、地元の方の懸念というものもあるかと思えます。このため、選定される事業者の方と、どのように事業採算性を取りつつ、地域にとってもメリットがあって、地域の方も満足できるような事業にしていくのかというところは、実際に細かく議論できるのかと思えます。ただ、早い段階で地域の声が入ってきて、この協議会のとりまとめにも地域の方の声が入ると、事業者の方も早い段階から検討が始められます。後々になってくると難しいようなレイアウトの変更であったりとか、そういうところも早い段階で検討できるかなと思えますので、ぜひ積極的に地域の方の具体的な声をこの法定協議会に出していただくのがよいかと考えております。

メンテナンス基地に関しては、先日海外で見えてきたときに、地元の方が採用されていましたが、1人は電気関係の方で、もともとその分野で御活動されていましたが、もう一人はワインの流通関係の方でした。流通のお仕事をしていたので、メンテナンス関係の流通のお仕事でも、きちんとスキルを活かしたということで、やはりどのような人材が活用できるのかということも、これから詳細に検討ができるのかと考えております。以上となります。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。ほかに、板谷さんはよろしいですかね。オブザーバーの方を含めまして、少しまた時間がありますので、御意見・御質問がある方、挙手をいただければと思います。いかがでございましょうか。今、ネットのほうで挙手を確認しておりますが、いかがでしょう。

では、北海道庁のほうから、御意見を賜ります。

○北海道庁経済部

北海道庁経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力担当課長の横山でございます。本日、風力担当局長の西岡に代わり出席しております。先ほど副知事から、この協議会の運営について様々申し上げているところでございますけれども、私のほうから改めて協議会の構成員としての北海道の発言ということで述べさせていただきたいと思えます。

今、各構成員の皆様から、洋上風力に対する思いや御意見をお伺いいたしました。松前町におきましては、洋上風力発電の取組の早い段階から、地域において独自の住民説明会の開催や町の広報紙において、再エネに関する住民の理解醸成に取り組んでいるほか、今年8月には、先ほど御紹介いただきました松前町脱酸素再生可能エネルギー推進協議会が設立されるなど、地域が一体となりまして、再エネの取組を進められていると承知してございます。洋上風力発電の取組は、海域の先行利用者である漁業関係者の皆様や、地域の皆様の理解なくしては進められません。道といたしましては、当協議会の事務局の一員といたしまして、また、広域自治体といたしまして、漁業関係者の皆様をはじめ、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、漁業影響調査の手法、漁業振興や地域振興など、協議会意見の取りまとめに向けて丁寧に進めていくこと、これをまずは申し上げます。

また、道といたしましては、洋上風力発電の取組を進めていくことは、再エネ導入拡大という観点で重要であるということ言うまでもございませんが、さらに、道内の地域振興、産業振興につなげていくことが必要と考えております。風力発電に関するサプライチェーン構築や人材育成などを通じ、地元松前町はもちろん、広く道内における関連企業の集積が進むとともに、本道各地域を支える農林水産業の一層の発展に向けまして、国内外への販路拡大、高付加価値化や地域の観光振興への貢献も期待されます。また、住民や地元資本の参加を通じた地域循環の仕組みづくりも大切と考えております。

加えまして、大規模停電を経験した北海道でございますので、将来的には再生可能エネルギーの確保としてだけでなく、いざというときの分散型電源として、地元の災害対応力の向上につながるものとなるよう、期待をしたいと考えております。

最後になりますが、洋上風力の導入は地域にとどまらず、大きな経済波及効果を有するものでございまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けて前進するものであります。皆様と共に、実りある共存共栄策を議論していきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。北海道庁の意気込みを語っていただきました。

それでは、国のほうからよろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。まず、海底直流送電のお話、御質問いただいたので、そこから先にお話をさせていただくと、海底直流送電の進捗は、この協議会のとりまとめには影響しません。区域指定についても、今日御説明しました再エネ海域利用法の指定基準、これに従ってなされることとなります。

それから、いろいろ御意見、それからコメント等をいただきましたけれども、それも併せてお答えしてよろしいですか。実は松前町には、私、今日で2回目ですけれども、前回と今回も、2回ともマグロをお昼にいただきまして、本当においしいと。こんなにおいしいマグロを食べたのは実は初めてじゃないかと思うぐらいですけれども、今日は吉田組合長からもお話をいただきましたが、ヤリイカ含めて、こういったこの地域特有の魚種、これをしっかり踏まえた漁業影響調査を実施していくということが大事だと思っています。

その影響調査手法の検討についてですけれども、法定協議会の中で取り上げていくこと、これは当然ですが、その下に実務者会議を設置したほうがよいのかといったような点も含めて、よくこの点は道庁、それから松前町、組合とも相談をさせて、検討させてください。いずれにしてもしっかりと議論をして、この地域の漁業にマッチした調査手法というのをまとめていく必要がございます。

それから、流通に関する付加価値拡大といったお話もいただきました。漁業振興策の検討は、まさにこれからになります。今日はまさにキックオフです。したがって、そういった漁業振興策に併せて、洋上風力を設置してはいけないエリアとか、あと工事を実施してはいけない期間、こういうのも我々としては、しっかり将来のとりまとめに向けて、明確にしていく必要があると思っています。

あと、事故が発生した場合の措置に心配がありますというお話がございました。秋田の洋上風力でも同様に、漁業組合の方から御指摘をいただきまして、とりまとめの中でそういった点も盛り込んでいます。どのような対応をしていくのがいいかは、ぜひ密に御相談をさせてください。

あと、竹副組合長から低周波音、それから振動のお話をいただきましたけれども、次回以降どこかで、環境影響評価を見ております環境省等の関係省庁からも、ぜひプレゼンをいただくようにしたいと思っています。

あと、景観についてお話をいただいておりますけれども、これについては北海道庁さんと、それからあと松前町さんと連携をしまして、どういった方法であればイメージいただけるようなことができるのかというのを少し検討していく必要があると思います。ぜひよ

ろしくお願いします。

あと、公共交通のサポートについてもお話がございましたけれども、ほかの促進区域でも同じように、こういった公共交通のところを含めた地域の振興策、この実施に向けた検討が今、進められております。こういった部分については、地域の実情を理解されております町、それから道と一緒に、国もよくよく検討していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

あと、それから雇用促進についてもお話をいただきました。秋田を中心に東北に頻繁に、法定協議会のみならず、漁業組合さんを訪問するためによく行っていますが、本当に宿泊先が埋まってしまっています。これ、洋上風力をやるようになってからですけれども。したがって、宿泊先についての支援策もというお話、先ほど道庁さんからあったかと思いますが、そういったところも含めて、そういったところも地域振興策として、しっかりと入れていかなければいけないと思っています。秋田へ行くと、学生さんがアパートを借りられないぐらい、もう埋まってしまっていると、そういう話もよく耳にしますので、うまくいけばそういったことを逆に逆手に取って、メンテナンスも含めた地元の人の雇用というものもどんどん増やしていければと考えていますが、そういった点も法定協議会の取りまとめの中にしっかり記載していきたいと思っております。

あと、竹内先生から、早い段階から声を聞くというお話をいただきましたけれども、ここはまだまだ先ですが、とりまとめに向けては、もう漁協さんですとか町役場を何度も何度も訪問させていただいて、それで皆さんから御意見をいただいて、この地域の将来像はこういうことですかというのを繰り返しディスカッションさせていただいて、文字に起こして、何度も見ていただいてというのを、他の法定協議会、参考資料を今日、幾つもつけていますけれども、そういう形でまとめていっています。ですので、そういう振興策ですとか将来像というのはこういうことなんですかというのを繰り返しお聞きして、ブラッシュアップをしてというのをやっていきますので、洋上風力は今日、何度もお話しいただきましたけれども、地域や漁業との共存共栄が大前提ですので、ぜひ一緒につくり込みをしていければと思っております。

当然、今、お話しした中で御懸念点等については、専門家の方にもお越しいただきながら、この法定協議会の中でしっかりと御説明をしていければと思っております。以上です。

○足利大学（座長）

大変ありがとうございました。今日はこうして、北海道で最初の法定協議会ということで、キックオフのミーティングができました。皆さんの大変熱心な御意見を賜って、ぜひ松前モデルをつくって、それで北海道は松前に倣えというくらいの、そんな先進的な地域にできればと思います。

それから、例えば先ほどの古民家、建築学会等と組んで、古民家の再生は非常に今、重要なプロジェクトになっている。ですから、いろいろなそういう働きかけをして、松前モデルの中にそういうものも組み込むとか、そんな形で宿舎を提供するというようなことをしたらよろしいんじゃないかと、そんなふうに考えたり、いろいろな皆さん、知恵袋の人がいっぱいいますので、ぜひ協力してやってまいりたいと思います。

それでは、本日は貴重な御意見・御質問を賜り、本当にありがとうございました。事務局におきましては、本日の御議論を踏まえまして、次回以降に向けて御準備いただければと思います。それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。本日は御多忙のところ、大変御熱心に御議論賜りまして、ありがとうございました。以上で、協議会終了とします。ありがとうございました。

— 了 —